

「地域密着型通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(美祢市指定 第3577900032号)

当事業所はご契約者に対して地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇ ◆目次◆ ◇

1. 事業者	P-1
2. 事業所の概要	P-1
3. 当事業所の特徴	P-1
4. 職員の配置状況	P-2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	P-2
6. 緊急時等における対応方法	P-4
7. 非常災害時対策	P-5
8. 苦情の受付について	P-5
9. 第三者による評価の実施状況等	P-5
10. 身体拘束の禁止および虐待防止のための措置	P-5

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 豊徳会
- (2) 法人所在地 山口県美祢市秋芳町青景1873番地
- (3) 電話番号 0837-65-2244
- (4) 代表者氏名 理事長 椎木 誠二
- (5) 設立年月日 昭和51年9月25日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 地域密着型通所介護事業所・令和2年4月1日指定
美祢市3577900032号
- (2) 事業所の目的
 - ・地域密着型通所介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 青景園デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 山口県美祢市秋芳町青景1873番地
- (5) 電話番号 0837-65-2244
- (6) 事業所長（管理者） 氏名 竹田紀美子
- (7) 当事業所の運営方針
 - ・青景園デイサービスセンターにおいて実施する地域密着型通所介護事業は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活の上でのお世話及び機能回復訓練を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
- (8) 通常の事業の実施地域 美祢市（ただし、その他の保険者等と管理者との協議の上、必要と認められた場合はこれを妨げるものではない。）
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日・日曜日（隔週） 但し、年末・年始を除く
受付時間	月～土・日（隔週）（8：30～17：30）
サービス提供時間	月～土・日（隔週）（9：30～16：40） 時間延長サービス 午後16時40分～午後23時30分

- (10) 1日利用定員 10人

3. 当事業所の特徴

- ・センターは、施設に併設されており、施設のもっている機能（福祉機器、機能回復訓等）を活用するとともに、利用者が地域の人々と交流、社会参加する場を作る役割も果たしています。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して地域密着型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈配置職員の職種〉

生活相談員 …ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

介護職員 …ご契約者の日常生活上の介護並びに、健康保持のための相談・助言等を行います。

機能訓練指導員 …ご契約者の機能訓練を担当します。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	基 準	員 数	勤務体制
1・事業所長（管理者）	1名	1名	常勤兼務1名
2・生活相談員	1名	6名	常勤専従1名 非常勤兼務5名
3・介護職員	1名	6名	非常勤専従1名 非常勤専従5名
4・機能訓練指導員	—	—	
5・管理栄養士	—	1名	常勤兼務1名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

・当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|-----------------------------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|-----------------------------------------------------|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事を取っていただくことを原則としています。

（食事時間）12：00～13：00

② 入浴

- ・入浴又は清拭介助を行います。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・自立に向けての排泄の介助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた金額（自己負担額）をお支払い頂くことになります。

[基本単位]

サービス提供時間数	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	時間延長サービス 9時間以上14時間未満
	単位 (1日当り)	単位 (1日当り)	単位 (1日当り)
要介護1	678	753	1時間につき50単位
要介護2	801	890	
要介護3	925	1,032	
要介護4	1,049	1,172	
要介護5	1,172	1,312	

※送迎は基本単位に含みます。送迎を行わない場合は片道47単位減算します。

※時間外サービスは御家族にやむを得ない事情がある場合とし、御家族の送迎となります。

[利用実績による加算]

	加算	単位	算定回数等
要介護度による区分なし	入浴介助加算 I	40	入浴介助を実施した日数
	サービス提供体制加算 I	22	サービス提供日数
	介護職員等処遇改善加算 I	所定単位数の 9.2%	基本単位数に各種加算減算を行った 総単位数（所定単位数）

※サービス提供体制加算 I は、当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上配置され、厚生労働省の定める人員基準に適合している体制が整った場合に認められる加算です。

※介護職員等改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。区分支給限度基準額の対象外となります。

※ご契約者がまだ要介護認定を受けておられない場合には、サービス利用料金の全額をいただくことになります。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※料金は、月額にまとめて請求させていただきます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

〈サービスの概要〉

① 食費 (食材料費及び調理費)	550円/回
② レクリエーション・クラブ活動	
③ 送迎に関して ・特別の送迎	
④ 日常生活上必要となる諸費用実費の徴収 おむつ代等	
⑤ 時間延長サービス 延長1時間につき	800円
⑥ その他	

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更の事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 料金のお支払い方法

上記の料金・費用は、翌月にまとめて請求させていただきます。請求月末までに、いずれかの方法でお支払いお支払い下さい。

ア、窓口で現金支払い

イ、指定口座への振込

- ・ご希望の方はお問い合わせ下さい

ウ、金融機関口座からの自動引き落とし

- ・ご利用できる金融機関

○山口銀行

○山口美祢農協

○ゆうちょ銀行

(4) 利用の中止、変更、追加

ご契約の都合により通所介護サービスの利用を中止、または変更、もしくは新たなサービスが利用出来ますが早めに事業者へ申し出てください。

6. 緊急時等における対応方法

- (1) 利用者の送迎の途中、事故を含む緊急事態が生じたときは、速やかに管理者に連絡し、指示に基づいて対応し、処置を行います。
- (2) 本事業所にて、利用者の病状の急変及び緊急事態が生じたときは、速やかに管理者及び主治医等に連絡し、その指示に基づいて看護職員等は応急の手当てを行うとともに適切な対処を行います。
- (3) 管理者は、利用者の緊急事態が発生した場合、速やかに利用者の家族、保険者等に連絡をします。
- (4) 管理者は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに関係機関に報告をするとともに、必要な措置を講ずるものとします。

7. 非常災害時対策

- (1) 本事業者は、防災に関する具体的計画を立てるとともに、その非常災害に備えるため定期的に避難・救出など、その他必要な防災訓練を行います。
- (2) 介護保険施設と併設のため防火管理者は兼務し、非常時職員体制および消防計画等についても相互協力のもと、職員に避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し周知徹底を図ります。

8. 苦情の受付について（契約書第12条参照）

- (1) 事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情相談担当者 生活相談員 篠田 祐子（青景園デイサービスセンター）

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

青景園デイサービスセンター	所在地 山口県美祢市秋芳町青景1873 電話番号 0837-65-2244 FAX 0837-65-2245 受付時間 午前8時30分～5時30分
美祢市 市民福祉部 市民課 介護保険班	所在地 山口県美祢市大嶺町東分326-1 電話番号 0837-52-5229 FAX 0837-52-1490 受付時間 午前8時30分～5時15分
山口県国保団体連合会	所在地 山口市朝田1980番地の7 電話番号 083-995-1010 FAX 083-934-3665 受付時間 午前8時30分～5時00分

9. 利用者の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

- ・アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組 あり
- ・福祉サービス第三者評価の実施 なし ・結果の公表 なし
- ・その他機関による第三者評価の実施 なし ・結果の公表 なし

10. 身体拘束の禁止および虐待防止のための措置

- (1) サービスの提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万が一、利用者または他の利用者、職員等の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族の【身体拘束に関する同意書】に同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束ができるものとする。
- (2) やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- (3) 利用者の人権擁護、虐待防止の為、基本指針に沿った措置をおこなうものとする。